

関係各位

公認会計士・税理士林光行事務所

TEL 06-6772-7770

後援：一般財団法人 総合福祉研究会

社会福祉法人経営支援セミナーのご案内

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度では、保育士確保の為に手厚い処遇改善が実施されているところですが、全体の給与水準のバランス等を踏まえて賃金改善を実施する必要があり、付け焼刃では対応できなくなっているのが実情です。制度が複雑で事務処理が煩雑だけでなく、給与規程の改訂にあたっては、単年度だけでなく3年から5年先を見据えた整備が必要です。平成29年度も残すところあと3か月弱となりましたが、今一度、処遇改善等加算の考え方を整理するために研修を企画しました。皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご参加いただければと存じます。

◆日 時：平成30年2月14日（水）午後1時00分～午後4時45分（受付12：45～）

◆場 所：大阪府社会福祉会館 会議室503（5階）

大阪府中央区谷町7丁目4番15号 電話06-6762-5681

◆講 師：税理士 原島 良幸 先生

◆テーマ：「処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの取扱い上の留意点」

～加算Ⅰと加算Ⅱの違いと給与規程作成等労務管理上の問題点～

◆参加費：お一人様3千円

時間	内容
13:00～14:45 (105分)	(1) 処遇改善等加算の概要 (2) 人事院勧告と公定価格（人件費） (3) 処遇改善等加算の計算 (4) 処遇改善等加算Ⅰの変更点とⅡの概要
14:45～15:00	～ 休憩 ～
15:00～16:45 (105分)	(5) 処遇改善等加算Ⅱの留意点 (6) 事業計画及び実績報告 (7) 給与規程作成上の留意点 (8) 質疑

以上

社会福祉法人経営支援セミナー
参加申込書（2018年2月14日開催）
主催：公認会計士・税理士林光行事務所

◆貴法人名等

◆TEL番号

◆FAX番号

◆E-mail

◆参加される方のお名前

	役職名	お名前	備考
1			
2			
3			
4			
お振込み金額		3,000円 × <u> </u> 名様	= <u> </u> 円

◆お振込み先

大阪信用金庫・本店営業部 普通預金

口座番号：271655 口座名義：林 光行

※振込手数料は、申込者負担にてお願い申し上げます。

※参加費のお振込み確認をもちまして、お申込みとさせていただきます。

※当日の現金精算は、ご遠慮下さいますよう、ご協力をお願い致します。

FAX送信先

06-6772-7765

◆担当者：林 竜弘 E-Mail：tatsuhiko@share.gr.jp

TEL：06-6772-7770

処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの取り扱い上の留意点
～加算Ⅰ及びⅡの違いと給与規程作成等労務管理上の問題点～

(以下、当日の予定です。若干の変更等が生じると思われませんが、予めご了承願います。)

◆説明項目 (予定)

- ・ 処遇改善等加算の概要①
- ・ 処遇改善等加算の概要②
- ・ 人事院勧告とは.....
- ・ 人事院勧告と公定価格 (人件費)
- ・ 処遇改善等加算の計算
- ・ 平成 29 年度処遇改善等加算Ⅰの変更点
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの概要①
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの概要②
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの概要③
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの概要④
- ・ 計算方法
- ・ 算定に用いる職員数とは
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの単価と社会保険事業主負担分
- ・ 職員への配分方法
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの留意点
- ・ 処遇改善等加算ⅠとⅡ
- ・ 処遇改善等加算Ⅱで悩むこと...
- ・ 処遇改善等加算ⅠとⅡ 上手に使い分けができます
- ・ 処遇改善等加算ⅠとⅡ 総額から考える
- ・ 配分額が決まったらⅠとⅡの割合と役職
- ・ 事業計画及び実績報告
- ・ 社会保険労務士の立場から...処遇改善等加算Ⅱと給与規程作成上の留意点①
- ・ 社会保険労務士の立場から...処遇改善等加算Ⅱと給与規程作成上の留意点②
- ・ 社会保険労務士の立場から...処遇改善等加算Ⅱと給与規程作成上の留意点③
- ・ 社会保険労務士の立場から...処遇改善等加算Ⅱと給与規程作成上の留意点④
- ・ まだまだ不明な点、などなど

◆資料 (予定)

1. 算出シート1 (処遇改善等加算Ⅱ対象職員算出用)
2. 算出シート2 (処遇改善等加算Ⅱ賃金改善額算出用)
3. 平均年齢別児童数計算表 (認定こども園、保育所等)
4. 各月平均の年齢別児童数 FAQ
5. 平成 29 年度賃金改善計画書における加算見込額積算表 (認可保育所)
6. 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡ配分計画及び処遇改善等加算Ⅱによる社会保険料等の影響額 (〇〇保育園)
7. 処遇改善等加算Ⅱの FAQ
8. 平成 29 年度処遇改善等加算Ⅰ及びⅡに係る留意事項
9. 処遇改善等加算Ⅱを遡及して支払う場合の社会保険の取扱い
10. 給与規程 規定例
11. 参考資料① 不利益取扱いの禁止
参考資料② 育児休業後の職務変更・賃金減額について
参考資料③ 遡及昇給した場合の割増賃金

【講師プロフィール】

原島 良幸（はらしま よしゆき） 先生

【現職】株式会社財務工房 代表取締役／原島税務会計事務所 所長／合資会社 IMF 代表社員

【資格】税理士、東京都福祉サービス第三者評価者（経営分野）

【実績】会計、施設運営・経営指導、法人設立など社会福祉法人の経営サポートを行う傍ら社会福祉法人会計簿記講座講師・試験委員、保育所の第三者評価などに携わる。
平成 24 年から平成 26 年まで岩手県社会福祉研修「監査指導担当職員研修」、
平成 27 年からは岩手県行政職員と社会福祉法人職員との合同研修の講師を務めている。
また、社会福祉法人の理事や株式会社が運営する認可・認証保育園の運営委員長も務めている。

【著書】福祉関連の著書（共著）に、

「保育所運営マニュアル 子育て環境の変化と保育所の子育て支援」

「多様化する事業展開に対応した社会福祉法人の税務」などがある。

【後援】

一般財団法人 総合福祉研究会

当会は、平成 7 年当時、社会福祉基礎構造改革を見すえ、社会福祉法人の「経営」を支えるためには職業会計人の知識と実務経験とが必要であるとの思いから、有志の職業会計人 10 名によって組織された勉強会を出発点としています。

以来、全国の会計事務所に参加をいただき、その活動は 20 年を越えました。この間、各種コンサルティングや研修会の開催、あるいは行政等からの委託事業実施等に取り組んでまいりました。また、社会福祉法人会計は企業会計と大きく異なる会計であり、社会福祉法人制度を支えるインフラとして、その簿記学習システムの確立が欠かせないとの判断から、その学習カリキュラムの構築に取り組み、平成 17 年度からは「社会福社会計簿記認定試験」を実施し、延べ 17,000 人以上の皆様の受験をいただいております。

さて、社会福祉法人制度は今、大きな転換期を迎えております。社会福祉法の改正によって評議員会が必置とされるとともに会計監査人制度が創設されるなど、社会福祉法人には経営組織体制の強化、財務規律の強化などが求められております。また、福祉サービスを提供するに当たっての責務や地域福祉の充実など、従来、多くの社会福祉法人の皆様が取り組んでおられた事業や組織運営の在り方が、改めて法律上の責務として明記されました。これらの背景には、社会福祉法人に対する厳しい見方があることも事実ですが、むしろそれは、社会福祉法人に対する大きな期待の反映でもあると思われます。すべての国民が個人として尊重される（日本国憲法第 13 条）社会を実現するために、社会福祉法人が活躍すべき領域は広がる一方であり、今後、皆様の活動領域はさらに拡大するものと思われます。

当会の願いは、そのような社会福祉法人の皆様のお事業経営とその成長のお手伝いをさせていただくことです。そのことが、社会福祉法人の利用者の福祉に寄与することであり、ひいては日本国民の、私たちが住む地域住民の、そして私たちの友人・知人・家族の幸福に繋がるものと考えております。

今後とも、社会福祉法人の皆様のお役に立たせていただくべく、会計・経営の専門家の集団として研鑽を重ねてまいる所存ですので、どうか宜しくご鞭撻のほどお願い申し上げます。

一般財団法人総合福祉研究会 会長 林 光行